

送 信 書

令和5年1月19日

送 信 先	水戸簡易裁判所民事3係 御中 (FAX 029-224-4661) 原告株式会社はなもみ 御中 (FAX 029-254-7189)
送 信 元	〒104-0061 東京都中央区銀座六丁目7番2号みつわビル3階 設楽・阪本法律事務所 TEL 03-3571-2939 FAX 03-3571-1790 被告訴訟代理人 弁護士 高村充保
事 件 名	令和4年(少コ)第33号事件
当 事 者	原 告 株式会社はなもみ 被 告 株式会社日本農業新聞
文 書 名	令和5年1月19日付準備書面(1)
送信枚数	5枚(本送信書を含む)

上記書類を送付いたします。お手数ですが、下記受領書に記名・押印のうえ、本書を裁判所及び当職宛FAX等でお送り下さい。

受 領 書

水戸簡易裁判所民事3係 御中 (FAX 029-224-4661)
被告訴訟代理人 弁護士 高村充保 殿 (FAX 03-3571-1790)

上記書類を受領いたしました。

令和5年1月19日

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1-386-1-107

株式会社 はなもみ
代表取締役 池田剛士



令和4年(少コ)第33号 損害賠償請求事件

原 告 株式会社はなもみ

被 告 株式会社農業新聞

準備書面(1)

令和5年1月19日

水戸簡易裁判所 御中

被告訴讼代理人弁護士 阪 本



同 阪 本 智



同 島 田 浩



同 高 村 充



第1 令和4年12月2日付訴えの変更申立書及び令和4年12月16日付原告準備書面3による変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は、原告の負担とする。
- との判決を求める。

なお、令和4年12月2日付訴えの変更申立書の記載では請求の趣旨は不明確であるが、念のため、答弁するものである。

第2 追加された請求の原因に対する認否・反論

1 令和4年12月2日付訴えの変更申立書について

全て否認し、争う。

「被害独占」「訂正独占権」に係る主張は、個別の当事者間の権利・義務を定める私法に相反する原告独自の考えにすぎない。

2 令和4年12月16日付原告準備書面3について

(1) 1~2頁について

令和4年12月2日付訴えの変更申立書を提出するに至った経緯の説明であり、認否しない。

(2) 第1(3頁以下)についての認否

原告準備書面3第1の原告の主張は、概ね不知。「被告」が誰を指すのか不明な部分があるが、被告日本農業新聞のことであれば否認し、争う。

「本人」(被告)に代わり、原告が「誤情報の訂正」という事務管理(民法697条)を行った点については否認し、事務管理及びそれに基づく費用償還請求権に係る主張は争う。

(3) 被告の主張

ア 原告の主張によれば、原告の行った「誤情報の訂正」という事務は、具体的には、ネットメディアやSNSの運営管理者、ホームページの管理者等に対し、さといもの粘り成分等にかかる記載の訂正を求める行為のようであるが(訴えの変更申立書8項)、被告には他者にその者の言論を訂正させる義務はなく、また、それが被告の業務ではないことは明らかで、被告の事務ではない。

また、「他人のために事務を管理」(民法697条)したと言えるためには、他人(被告)の意思及び利益に反して行ったものであってはならない。本件においては、答弁書2頁以下で述べたとおり、被告には報道の自由が認められており、仮に、報道内容に誤った情報が含まれていたとしても、訂正報道や追加報道を行

うかどうかは被告の自律的判断に委ねられ、訂正報道等は被告の義務ではない。原告が被告に代わって情報の提供・訂正を行ったとしたら（ただし、本件ではこのような事実もない。）、被告の利益にはならない（義務を免れる効果も何らの法益もない）どころか、被告の報道の自由の侵害につながり、被告の利益に明確に反する。そして、被告はこれまで自律的判断により訂正報道等をしていないのであるから、被告の意思にも反することは明らかである。

加えて、事務管理が成立するには、原告が被告のためにする意思をもって事務を管理したことが必要であるが、これまでの経緯において被告のためであることを示して原告の行為がされたことはない。原告は、自己または中西氏のために活動をしていただけであって、被告のためにする意思などなかったのである。

したがって、原告の行為は、民法697条で規定する事務管理にはあたらない。
イ 加えて、原告が支出したという費用については内容が不明確で、根拠もない。上記アからすれば、仮に、原告が情報提供・訂正等に係る何らかの費用を支出していたとしても、被告に有益な費用ではない。

原告は、関連事件の訴訟にかかる費用も事務管理の費用とも主張しているようだが（訴えの変更の申立書4項）、訴訟行為は法令上定められた者しか行えないため管理対象の事務にあたらないし、本件被告に対する損害賠償請求訴訟に係る原告の費用が被告の事務のための費用にあたるはずもなく、当然被告に有益な費用でもない。

そもそも、原告が何らかの費用を支出したとすれば、被告のためではなく、自己の事務（または中西氏の事務）として費用を支出したのであり、被告に費用償還請求するのは筋違いである。

よって、原告の被告に対する民法702条に基づく費用償還請求は不当である。

第3 令和4年10月17日付原告準備書面2について

被告家の光協会の主張への反論であり認否しない。

被告に不法行為及び共同不法行為が成立するかのような主張は争う。

なお、当該主張は、令和4年12月8日付け被告準備書面（1）「第1」に記載していたが、前回期日（令和4年12月8日の期日）において、令和4年11月28日付原告準備書面3が不陳述となり、主にその反論を記載した被告準備書面（1）も不陳述となつたため、一応記載するものである。

第4 最後に

原告は、従前の不法行為に基づく損害賠償請求が認められることは難しいと認識するに至り、被告や関連当事者の利益のために行方した事実などなかつたにも関わらず、「訂正独占権」なる独自の理論によって事務管理という理屈を持ち出したに過ぎないのであって、費用償還請求の主張は無理がある。

よって、原告の請求は棄却されるべきである。

以上